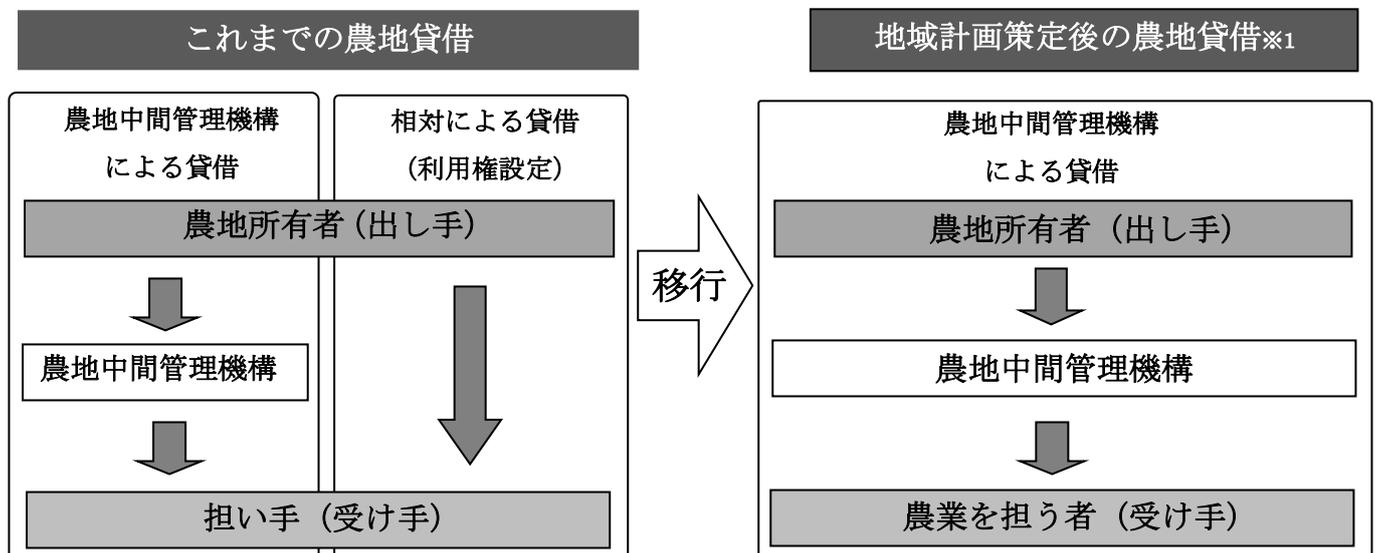


農地の貸借手続きが変わります！

農業経営基盤強化促進法（基盤法）の改正に伴い、「利用権設定事業（いわゆる相対での農地貸借）」が廃止され、令和7年4月からの農地の貸借は「農地中間管理機構を介した農地貸借（中間管理事業）」になります。

○利用権設定（相対）の農地貸借については、10年後の目指すべき農地利用の姿を示した「地域計画（目標地図）」に基づく、農地中間管理機構による貸借に移行します。

○利用権設定（相対）で行われていた貸借の更新を行う場合は、農地の受け手が「地域計画（目標地図）」に掲載されていれば、引き続き同様に貸借を行うことができます。（掲載がない場合でも、地域計画（目標地図）を変更すれば貸借を行えます。）



※1 このほか、農地法第3条に基づく貸借の手続きがあります。

ただし！ 

- 現在、相対（利用権設定）で貸借している農地については、貸借期間が満了するまでは契約は有効です。
手続きの詳細については、貸借期間が満了する前に別途お知らせいたします。
- 令和7年3月31日までは、経過措置期間としてこれまでと同様に相対による貸借（利用権設定）をすることも可能です。（早まる可能性があります）

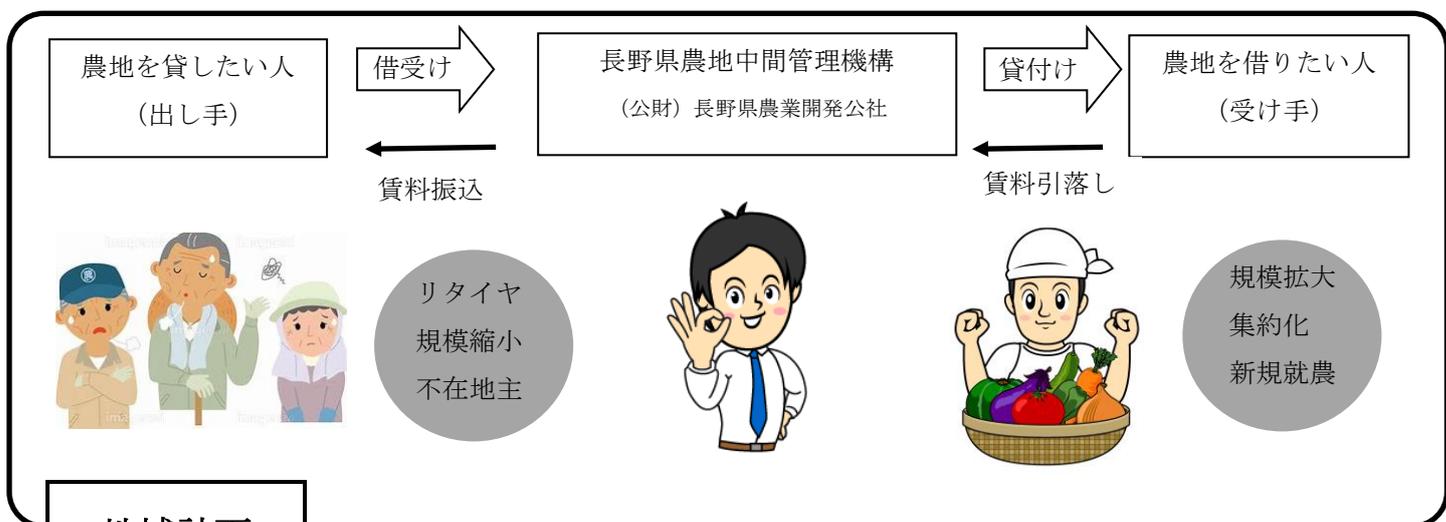
- 農業委員会を通さない農地の貸し借り（ヤミ小作）は、公的な効力がないためトラブルのもとです。農地中間管理機構を積極的に活用しましょう。
- 農地を相続した場合は、農業委員会へ届け出る必要があります。また、令和6年4月から相続登記が義務化されています。

農地中間管理事業を活用しよう！



農地中間管理事業ってどんな事業？

農地中間管理事業による農地貸借は、離農者や規模縮小農家等から、(公財)長野県農業開発公社が農地を借り受け、地域計画に位置付けられた受け手に対して、まとまりのある形で貸付する事業です。

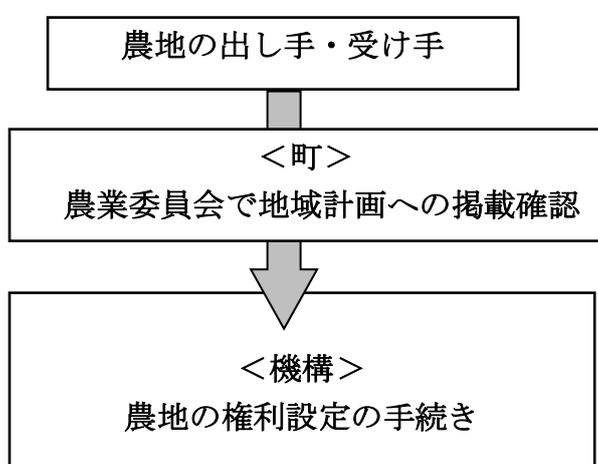


地域計画

●**地域計画**とは、地域の話し合いを基に市町村が作成する地域農業の将来のあり方を明らかにする計画です。



農地貸借の流れ



相対の契約と異なること

・貸借の場合は、賃料の徴収・支払いは農地中間管理機構が代行します。

相対の契約同じこと

・貸借期間の満了後に継続しない場合、農地は出し手に戻ります。